

(表)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

宇美町改良住宅等誓約書

年 月 日

宇美町長 殿

下記住宅に入居することにつきましては、裏面の誓約事項を堅く守ります。
この申込書の内容が事実と相違するときは、入居許可を無効とされても意義はありません。

1. 入居住宅

住宅名・部屋番号	町営住宅 棟 号	
入居時住宅使用料	月額 円	※金額は変更することがあります。

2. 入居者 (名義人)

氏 名	実印		生年月日	
自宅電話番号		携帯電話番号		
勤務先	名 称			
	住 所			
	電話番号			

※入居者 (名義人) の印鑑証明書 1 通を添付してください。

3. 同居親族

氏 名	続柄	生年月日	携帯電話番号	勤務先、学校等

(裏)

4. 緊急連絡者 ※入居者（名義人）及び同居親族以外の方を記入してください。

氏 名		入居者との関係	
住 所			
自宅電話番号		携帯電話番号	

5. 誓約事項

1	家賃は納期限内に支払うことを約束します。万が一、3 か月分滞納した場合は即刻退去します。
2	住宅内でペットの飼育、臭気又は騒音を発する行為、その他共同生活に支障をきたす迷惑行為は絶対に行いません。
3	共用部で野良猫など生き物への餌やり、物を放置し通行や避難の妨げになるような迷惑行為は絶対に行いません。
4	自動車の駐車については、指定された駐車区画以外には駐車しません。町営住宅の駐車区画に駐車できない場合は、自己の責任において駐車場を確保し、周辺道路や町営住宅敷地内には駐車しません。
5	軽微な修繕（電球・水道蛇口のパッキンの取替え、風呂フタの買い替え、カーテンレール・網戸の修繕、クロスの張替えなど）や入居者の責による破損（共用部を含む）は入居者が修繕します。また、これらの修繕にかかる費用は入居者が負担します。
6	退去の際には、畳の表替え、ふすまの張替え、その他入居者の責による破損など経年劣化でないものの修繕は入居者が行います。また、これらの修繕にかかる費用は入居者が負担します。
7	自治会に加入し、清掃などの地域の活動に積極的に参加します。
8	上記のほか、宇美町改良住宅等条例及び宇美町改良住宅等条例施行規則を守ります。

※これ以降は記入しないでください。

様

誓約書及び敷金の入金を確認しましたので、入居を許可します。

年 月 日

宇美町長 印

【注意事項】

- ・ 誓約書に虚偽がある場合、誓約を守らない場合は入居許可を取り消します。
- ・ 変更等が生じた場合は宇美町改良住宅等条例に従って申請してください。